

荒川区新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策設備投資等 支援事業補助金

令和2年度
限定



荒川区では、区内中小企業者の皆様が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の対策として行う、テレワーク、飲食店のテイクアウト等の取組みを支援します。

【補助金の概要】※下記①及び②の補助メニューを各1回ずつ利用できます。

1 補助金	① 荒川区新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等設備投資補助	② 荒川区新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等マーケティング事業補助		
2 申請期間	<p><u>随時</u></p> <p>※1 設備等の設置・マーケティング事業の実施、支払をする約3週間前までに、事前の申請が必要です。</p> <p>※2 補助金の交付が決定する前に設備等の設置・マーケティング事業の実施、又は支払が完了している場合は、補助対象外となります（事前申請制）。</p>			
3 補助対象者（全ての条件を満たす者）	(1) 対象者	中小企業基本法に規定する <u>中小企業者</u>		
	(2) 事業継続年数	荒川区内に本社（会社は登記上の本店所在地、個人事業者は主たる事業所）を有しており、荒川区内に本社を有することとなった日から起算して、 <u>1年以上区内で継続して事業を営み、かつ、引き続き区内で事業を継続する意向のある者</u>		
	(3) その他条件	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業が経営に実質的に参画していない者 ・申告の完了した直近の事業年度分法人都民税又は前年度分個人住民税を滞納していない者 ・荒川区暴力団排除条例（平成24年荒川区条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団関係者がその経営に関与しない者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でない者 		
4 補助対象事業	(1) 対象事業	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 1579 815 1774">新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むために行う<u>設備の設置</u>及び新型コロナウイルス感染症の影響で消費需要の増加が見込まれる分野への対応に資する<u>設備の設置</u></td> <td data-bbox="820 1579 1519 1774">新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むために行う<u>マーケティング事業</u>及び新型コロナウイルス感染症の影響で消費需要の増加が見込まれる分野への対応に資する<u>マーケティング事業</u></td> </tr> </table>	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むために行う <u>設備の設置</u> 及び新型コロナウイルス感染症の影響で消費需要の増加が見込まれる分野への対応に資する <u>設備の設置</u>	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むために行う <u>マーケティング事業</u> 及び新型コロナウイルス感染症の影響で消費需要の増加が見込まれる分野への対応に資する <u>マーケティング事業</u>
	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むために行う <u>設備の設置</u> 及び新型コロナウイルス感染症の影響で消費需要の増加が見込まれる分野への対応に資する <u>設備の設置</u>	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むために行う <u>マーケティング事業</u> 及び新型コロナウイルス感染症の影響で消費需要の増加が見込まれる分野への対応に資する <u>マーケティング事業</u>		
(2) 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費（消費税含まず）が5万円以上（※）となるもの。 ・<u>令和3年3月末までに設備等の設置・マーケティング事業の実施、代金支払が完了するもの。</u> <p>※他の公的機関等から当該補助事業に対して補助を受ける場合、その補助額を差し引いた額を補助対象経費とします。また、この補助金の補助事業について、荒川区で実施する他の補助金と重複して補助を受けることはできません。</p> <p>※クレジットカードによる対象経費の支払いは、原則として、法人カード、もしくは個人カードの場合は代表者のクレジットカードに限り補助対象となります。また、令和3年3月末までに、銀行口座からクレジットカード代金の引き落としが確認できる場合のみ認められます。</p>			

5 補助額

区分	① 荒川区新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策等 <u>設備投資補助</u>	② 荒川区新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策等 <u>マーケティング事業補助</u>
補助割合	補助対象経費の2分の1	
補助額	補助額上限100万円	

※補助額が合計100万円となるまで、2つの補助メニューを各1回ずつ利用できます。

6 留意事項

- ・申請後に、外部専門家（中小企業診断士等）による経営アドバイスを受ける必要があります。

7 補助対象となる主な設備・マーケティング事業（例示）

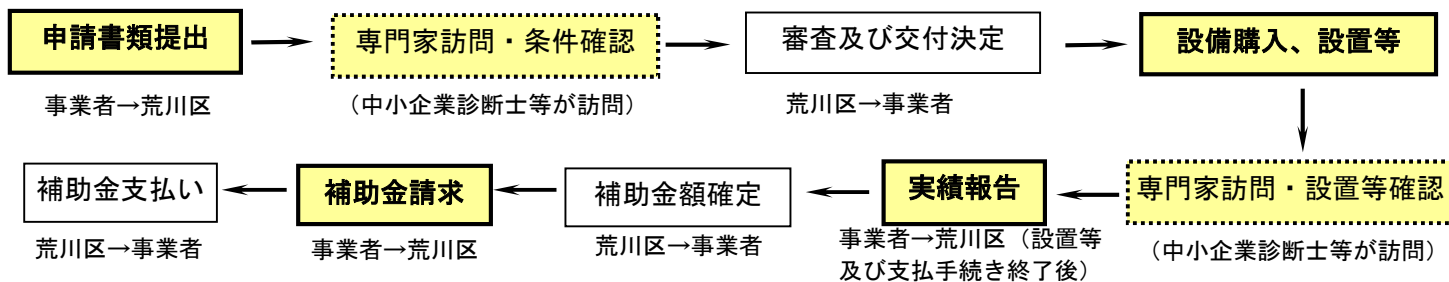
◎対象となるもの

<p>① 荒川区新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策等<u>設備投資補助</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク環境の整備に係る設備（パソコン含む） ・テレビ会議システム（Webカメラ、スピーカー含む） ・グループウェア等のコミュニケーションツール ・勤怠管理システム等の業務効率化に係るソフトウェア、クラウドサービス ・空気清浄機等の滅菌・消毒・換気設備 ・テイクアウト、宅配サービスに要する設備（車両本体は不可・付属品は可） ・電子商取引（インターネット販売）の導入 <p>※システム、サービスの利用料が月額の場合、令和3年3月31日までに支払った月額料金が補助対象となります。また、令和3年3月31日付での実績報告書の提出となり、補助金の支払いは令和4年4～5月となります。</p>	<p>② 荒川区新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策等<u>マーケティング事業補助</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等がテイクアウト、宅配サービス等を開始・拡充するために行う、マーケティング事業（PR用ホームページの作成・改修、PR用チラシ作成・配布等の委託費） ・教室、スクール運営事業者等がオンラインレッスンを開始するために行う、マーケティング事業（同上）
--	--

◎対象とならないもの

<p>① 荒川区新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策等<u>設備投資補助</u></p>	<p>② 荒川区新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策等<u>マーケティング事業補助</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやサーバの維持・管理（業者への委託費）、製品の保証料、複写機、事務用の机・椅子、営業車、宅配車（本体）、消毒液やマスク等の消耗品 ・マーケティング事業における、PR用ホームページの作成・改修、PR用チラシ作成・配布等を自社で行う場合に要する消耗品・人件費 	

【8 補助金申請・交付手続きの流れ】



<補助金申請から交付決定まで>

- ・ 申請受付期間：随時
- ・ 交付決定：申請受付から約3週間 ※事情により3週間以上かかることもあります。

【9 申請先】

■ 商業・サービス業の中小企業者の方

産業振興課商業振興係（本庁舎6F①番窓口） TEL:03-3802-3111(内線468)

■ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（商業・サービス業を除く）の中小企業者の方

経営支援課経営支援係（本庁舎6F⑤番窓口） TEL:03-3802-3111(内線459)

【10 申請時に必要な書類】

- (1) 専門家派遣申請書（別記第1号様式） ※商業・サービス業の中小企業者の方は不要
- (2) 補助金交付申請書（別記第1号様式）

（注）申請等に使用する印鑑は、法人代表印（法人の場合）、個人実印（個人事業主の場合）が必要です。

- (3) 計画書（様式第1）※専門家が訪問し作成を支援します。
- (4) 収支予算書（様式第2）※同上
- (5) 事業開始年月のわかるもの（登記事項証明書又は開業届等の写し）
- (6) 《法人の場合》資本の額及び出資の総額がわかるもの（登記事項証明書の写し）
- (7) 従業員人数のわかるもの（税務署に提出した直近の法人事業概況説明書又は賃金台帳、所得税青色申告決算書等の写し）
- (8) 設備投資等の概要と金額がわかるもの（見積書とカタログの写し）

（注）補助対象経費が40万円以上となるときは、2社以上の見積書の写しが必要です。

- (9) 納税状況の証明

《法人の場合》直近事業年度分の法人都民税の領収書又は納税証明書の写し

《個人事業主の場合》平成31年度個人住民税の領収書又は納税証明書の写し

（※荒川区外にお住まいの個人事業主は、荒川区個人住民税（事業所課税分）の領収書又は納税証明書の写しも必要です）

【お問い合わせ先】

住所：〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3 本庁舎 6F

荒川区産業経済部

産業振興課商業振興係

TEL:03-3802-3111(内線468) FAX:03-3803-2333

経営支援課経営支援係

TEL:03-3802-3111(内線459) FAX:03-3803-2333